

東京都建築安全マネジメント計画改定素案への意見（指定確認検査機関等）

意見番号	章・節等	項	意見	対応案
1	第3章1（1）建築物の設計・工事段階等における適法性の確保	P16 ②	新型コロナウイルス感染症を契機として様々な分野でテレワーク・在宅勤務等によりデジタル化が進みつつある中、中間検査、完了検査時において確認検査員が必ずしも現場（現地）立ち会いしなくても適法性の確保が担保され確実に確認できる法改正等によりシステム（ツール・ルール）の整備が構築できると検査受検のより一層の促進が図れるのではと思います。	現在国では、土木工事を対象にウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用した工事監督・検査の試行を行っています。 今後、都においても、国とも連携し、ICT技術等を活用して、適正かつ効率的に中間検査・完了検査を行うことができる新たな手法について検討します。 また、この旨計画に追記します。
2	第3章2（1）建築物の適切な維持管理の徹底	P30 ④	劣化等による落下事故に外付看板、ブロック塀を加えるべきと考えます。	外付看板を例示として追記します。 なお、ブロック塀は地震による倒壊被害（事故）が主として考えられるため、ブロック塀の安全対策については耐震改修促進計画に記載しております。
3	第3章3（2）建築物における風水害対策	P40	建築物の浸水対策について、以下の対応をお願いします。 各地域ごとの浸水予想レベルの公表をする。 a. 局部集中豪雨による浸水レベル b. 高潮による浸水レベル c. 地震時の堤防決壊による浸水レベル	東京都建設局では、浸水予想区域図を作成し、浸水深さを公表しています。現在は、平成27年度の水防法改正を受け、「想定し得る最大規模の降雨」を想定した改定図へと順次更新しています。 東京都港湾局では、堤防等の決壊を見込んだ高潮浸水想定区域図を作成し、浸水深さを公表しています。